

京都ラ・ルーチェ合唱団 規約

(目的)

第 1 条 本規約は、京都ラ・ルーチェ合唱団の運営に必要な基本的な事項について制定することを目的とする。

(活動)

第 2 条 京都ラ・ルーチェ合唱団は、様々なジャンルに取り組み、広く市民に合唱の素晴らしさを広めるために活動する。

(役員)

第 3 条 京都ラ・ルーチェ合唱団に次の役員を置き、総会において選任する。

代表	1名
副代表	2名
インスペクター	1名
音楽監督	1名
ライブラリアン	1名
会計部長	1名
広報部長・書記	2名

(役員の仕事)

第 4 条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 代表は、京都ラ・ルーチェ合唱団を代表し、活動全体を監督する。
- (2) 副代表は、代表不在の際、仕事を代行する。
- (3) インスペクターは、演奏会に向けての指揮者、ボイストレーナー、ピアニスト、パートリーダーへの連絡、確認を行う。
- (4) 音楽監督は、合唱団の音楽性を高める為、提案、練習計画の立案、指導を行う。
- (5) ライブラリアンは、楽譜の調達、管理を行う。
- (6) 会計部長は、団に関する金銭の管理を行う。
- (7) 広報部長は、団員募集、演奏会の宣伝を行い、団の認知度を高める。

(役員の兼任)

第 5 条 基本的には役員は兼任しないが、団員数が少ない時点では状況に応じて役員の兼任ができる。

(役員の任期)

第 6 条 京都ラ・ルーチェ合唱団の役員の任期は1期、1年とし、再任を妨げない。

(組織)

第 7 条 運営委員は役員で構成する。

- 2 選曲委員会は役員、ボイストレーナー、ピアニスト、パートリーダーで構成する。

(議決機関)

第 8 条 京都ラ・ルーチェ合唱団の議決機関として、総会ならびに運営会議を置く。

- 2 総会は最高の議決機関であり、役員承認、規約改正、その他の団体活動に関わる重要事項の決定など、団員の総意を決定する場である。
また、代表がこれを招集し、団員の過半数をもって成立することとする。可決には出席者の過半数の賛成を必要とする。
- 3 運営会議は総会以外の議決機関であり、規約第7条の2以外の事項を決定する場である。
また、役員で構成され、代表がこれを招集する。

(団員)

- 第 9 条 京都ラ・ルーチェ合唱団の団員資格は、原則として、こよなく歌を愛する者とする。
- 2 京都ラ・ルーチェ合唱団の団員は、通常練習に極力参加することが好ましい。

(休団措置)

- 第 10 条 通常の練習参加に支障の生じた京都ラ・ルーチェ合唱団正団員は、休団申請を行うことによって一時的に休団期間に入ることができる。なお、休団期限を原則として、1年以内とする。
- 2 前項で合唱団の役職等に就いている場合、代行を立てるか、新たな担当者を選任すること等により、その任を解除することができる。
- 3 練習参加度合が顕著に低く、演奏活動に支障を来たと思われる場合には、運営会議で検討の上、休団を勧告することがある。

(退団措置)

- 第 11 条 合唱団内の秩序を乱す京都ラ・ルーチェ合唱団員に対しては、運営会議の決議をもって退団させることができる。
- 2 団費を3ヶ月滞納した場合、運営会議の決議をもって退団扱いとすることがある。

(団費)

- 第 12 条 京都ラ・ルーチェ合唱団の活動・運営のために、入団金3千円、1ヶ月3千円の団費を納入する。
- 2 演奏会などに際しては、必要に応じて徴収する場合がある。
- 3 会計年度は、原則として4月～翌年3月とする。
- 4 休団者は、休団申請の際に、休団費として1ヶ月500円を納入する。
- 5 体験入団は、1回限り無料とする。

(通団)

- 第 13 条 練習、演奏会及び会議等に際しては、特別な場合を除き、それぞれの場所での現地集合を原則とし、通団に際しては各自の責任にて行動する。

(規約改正)

- 第 14 条 本規約の条項については総会により改正することができる。

(その他)

- 第 15 条 本規約で定められるものの他、必要な事項は、運営会議で定める。